

## 三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)にかかる論点整理(案)

資料4

	現状	課題	今後の方向性
<h3>1 三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)の策定について</h3>			
1(1)策定の経緯	<p>平成18年に「三重県における特別支援教育の推進について」を策定し、平成19年度から施策を推進してきました。</p> <p>平成22年12月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。</p> <p>平成23月8月に「障害者基本法」などの法改正がありました。</p> <p>平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が、中央教育審議会初等中等教育分科会より示されました。</p> <p>平成25年3月に「県立特別支援学校整備第二次実施計画」を改定しました。</p>	<p>法改正や、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が示されたことにより、これらにもとづいた新たな特別支援教育にかかる計画の策定が求められます。</p> <p>第二次実施計画(改定)が、平成26年度までの計画のため、平成27年度からの計画の策定が必要です。</p>	<p>三重県教育改革推進会議において審議を進め、三重県特別支援教育総合推進計画(仮称)を策定します。</p>

1(2)特別支援教育全般の現状と課題	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒数が増加とともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。</p> <p>特別支援教育の体制整備として、小中学校、高等学校において、校内委員会の設置とコーディネーターの指名が100%となっています。</p> <p>早期からの一貫した支援を進めるために、情報引継ぎツール「パーソナルカルテ」を作成して活用を図っています。</p>	<p>発達障がいを含む全ての特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を実現するため、特別支援教育の一層の推進が求められます。</p> <p>インクルーシブ教育の理念に基づき、児童生徒の実態の沿った、柔軟性のある多様な学びの場(通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校)における教育環境の整備が求められます。</p> <p>特別支援教育にかかる体制整備は進んできましたが、早期からの一貫した教育支援体制を一層充実するため、情報引継ぎツールや個別の教育支援計画の効果的な活用等、教育内容をより充実させる必要があります。</p> <p>小中学校、高等学校における特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、特別支援教育に対応するための経験とスキルアップなど、教員の専門性の向上が求められます。</p> <p>社会情勢のめまぐるしい変化の中、特別支援教育を取り巻く環境も変化しているため、学校のみでなく地域、企業、保護者等の理解と協力を得て、特別支援教育を推進する必要があります。</p> <p>特別支援学校の児童生徒増による狭隘化をはじめ、地域や障がい種別毎の課題に対応するため、「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」以降の特別支援学校の整備を検討する必要があります。</p>	<p>発達障がいを含む全ての特別な支援を必要とする児童生徒等や、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、柔軟性のある多様な学びの場の整備を図ります。</p> <p>個別の指導計画、個別の教育支援計画等の支援に係る情報を有効な活用するため、情報引継ぎツール「パーソナルカルテ」等の一層の普及拡大を図り、早期からの一貫した支援を進める必要があります。</p> <p>大学との連携や体験型の研修の導入によって、特別支援教育に係る教員の専門性向上を図ります。</p> <p>地域や保護者等との連携を深め、社会全体で特別な支援を必要とする児童生徒の教育を推進します。</p> <p>「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」以降の特別支援学校の整備を検討します。</p>
1(3)計画の期間			平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

## 2 インクルーシブ教育システムの推進について

2(1)早期からの一貫した支援	<p>パーソナルカルテの活用による早期からの一貫した支援体制づくりについて、県から各市町に対して、その作成や活用についての助言や相談を実施しています。</p> <p>小学校から中学校への情報の引継ぎについては、各学校間及び市町での調整により実施されています。</p> <p>各市町においては、早期からの教育相談について、保護者等が相談を受けやすいように、福祉と教育の窓口を一本化した発達相談支援室などの設置が進められています。</p> <p>1歳半、3歳児健診にくわえ、就学前の5歳児健診を実施している市町があり、就学先決定や就学してからの支援について効果を上げています。</p>	<p>幼稚園・保育所等から、小学校、中学校、高等学校等への確実な引継ぎをするために、パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用するとともに、保護者に特別支援教育に係る理解啓発を図る必要があります。</p> <p>早期からの教育相談が行える発達相談支援室等、ワンストップ型の相談機能を備えるなど、地域の実情に沿った支援ネットワークの構築が求められています。</p>	<p>パーソナルカルテ等の情報引継ぎツールを活用し、円滑な情報の引継ぎを目指します。</p> <p>早期に障がいを診断し、関係機関に引継ぐ仕組み作りを検討します。</p> <p>パーソナルカルテ等の活用や就学や進学、就労等に際して、保護者の役割が重要であることから、保護者への情報の提供や啓発を図ります。</p>
2(2)就学相談・就学先決定	<p>平成25年9月1日に、学校教育法施行令の一部改正があり、就学先決定の手続が改正されました。</p> <p>県教育委員会と市町等教育委員会が就学にかかる情報共有を図りながら就学相談を進めています。</p> <p>※ 学校教育法施行令の一部改正について 就学基準(22条の3)に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みが改められ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、就学先を決定することが示されました。</p>	<p>就学先の決定にあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供を図るとともに、その意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行う必要があります。</p> <p>インクルーシブ教育システムに基づく就学先決定を行うにあたり、連続性のある多様な学びの場(各学校等の受け入れ体制)の整備と充実を進める必要があります。</p> <p>就学先決定後に柔軟な就学先の見直しを行うことについては、就学先の変更の必要も含め、本人・保護者や学校運営等に混乱や支障をきたさないような方向性を示す必要があります。</p>	<p>インクルーシブ教育システムに基づく連続性のある多様な学びの場への就学について、市町等教育委員会、本人・保護者への理解啓発を図ります。</p> <p>教育相談や就学先決定に際しては、本人・保護者の気持ちにより添いながら合意形成を図ります。</p> <p>就学先決定後の柔軟な就学先の見直しについて検討します。</p>

2(3)就学前の取組	<p>幼稚園・保育所では、特別な支援を必要とする幼児への教育や保育が行われ、発達に遅れのある幼児のために療育センター等では、療育・訓練等が実施されています。また、医療と福祉が連携した施設も整備されつつあります。</p> <p>H24年度の幼稚園における個別の指導計画の作成率は、71%、個別の教育支援計画の作成率は、63%です。</p> <p>H25年度、県内の幼稚園に配置されている介助員および学習支援員は、178名（14市町）です。</p> <p>就学前の5歳児健診を実施している市町と園医健診の中での健診の取組が広がりつつあります。</p>	<p>早期からの一貫した支援を円滑に進めるため、園内体制のさらなる充実と関係機関と連携した相談・支援に係る体制づくりが求められています。</p> <p>幼稚園において、保護者に対する適切な情報の提供と特別支援教育についての理解促進が求められています。</p> <p>幼稚園における個別の教育支援計画等の作成率の向上を図るとともに、パーソナルカルテ等の支援情報を小学校へ引き継ぐことが必要です。</p> <p>保育所においても、健康福祉部との連携によって同様の支援を進める必要があります。</p> <p>園医健診は有効である一方、見立てに幅がある場合があります。また、障がいの程度が軽度な場合、診断や発見が難しいことが課題となります。</p> <p>既存の健診等を活用して、障がいの早期発見や、関係機関への引継ぎについて、検討の必要があります。</p>	<p>個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を促すために、特別支援学校のセンター的機能による支援などの取組について検討します。</p> <p>本人・保護者や保育士等が保育や就学等にかかる相談を手軽に受けられる機能が必要です。</p> <p>診断や障がい名にもとづいて教育を進めることも大切ですが、診断だけにとらわれず、子どもが活動できる具体的な支援に取り組むことが必要です。</p> <p>巡回相談等による指導や支援を有効に活用し、子どもや教員等の困り感を軽減するとともに、保護者と情報を共有し、子育て支援についての取組を検討します。</p> <p>幼稚園や保育所における、加配や介助員、学習支援員について専門性や資格を有する者の配置について検討が求められます。</p>
------------	---	---	--

2(4)発達障がい等のある児童生徒への対応	<p>文部科学省による「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(平成24年)」によれば、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小中学校の通常学級に、6.5%在籍するという結果が示されました。</p> <p>H25年度、特別支援学校に対して小中学校から要請のあった発達障がいについての教育相談は、8月末までに576件(総計2770件)となっており、今後も増加することが見込まれます。</p> <p>高等学校に発達障がい支援員5名(H25年度)を配置し、高等学校における発達障がいを含む教育的支援の必要な生徒への指導等に対応しています。</p>	<p>小中学校の通常学級においても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した効果的な学習活動や指導方法等を一層充実させる必要があります。</p> <p>高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒の支援体制を充実させるため、市町等教育委員会と情報共有しながら、中学校からの支援情報が円滑に引き継げる体制が必要です。</p> <p>発達障がいの診断の有無によって教員や保護者、周囲の生徒の対応、本人の意識等が違つてることから、一人ひとりに応じた対応が必要です。</p> <p>全ての幼稚園、小中学校、高等学校において、発達障がいの特性や支援方法の理解、授業の工夫等、教職員の専門性の向上を図る必要があります。</p> <p>保育所においても、健康福祉部との連携によって保育士の専門性の向上を図る必要があります。</p>	<p>学習障がい(LD)については、就学前の発見が難しいため、就学後できるだけ早期の発見に努める必要があります。</p> <p>障がいの理解についての知識を高めるとともに、指導スキルについて専門性の向上を図る必要があります。</p>
-----------------------	--	--	--

### 3 特別支援学校における教育の推進について

3(1)個々のニーズに応じた教育	<p>個別の指導計画等に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに対応した学習グループの編成や特色ある教育課程を編成することで、効果的な指導を実施しています。</p>	<p>個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応える授業改善を行うとともに、情報引継ぎツールを活用して、学校、保護者、関係機関等で十分に共有を図ることが必要です。</p> <p>個別の指導計画の評価を適切に実施し、障がいの状況や特性に応じた指導が可能となる教育課程の設定が必要です。</p> <p>基礎的環境整備の一つとして、教材やICT機器等、適切で効果的な教材教具の確保と活用が必要です。</p> <p>発達障がいの指導支援について注目が集まっていますが、知的障がいや肢体不自由など、他の障がいのある児童生徒についても障がいの特性に応じた教育を推進する必要があります。</p>	<p>個別の指導計画を活用し、授業内容の充実や教育課程の整理を図ります。</p> <p>個々のニーズや障がいの特性に応じた指導や授業改善と適切な評価に努めます。</p> <p>個別の指導計画、個別の教育支援計画等、情報引継ぎツールについて、学校、保護者、関係機関等で共有を図ります。</p> <p>個々の障がいの特性に応じた支援や教育を推進します。</p>
3(2)キャリア教育の推進（進路指導・就労指導）	<p>自立と社会参加に向けて、一人ひとりの障がいの状態や特性、ライフステージに応じたキャリア発達を促す教育を実施しています。</p> <p>特別支援学校において、小学部から生活年齢や発達段階に応じて、身辺自立や社会的自立を意識した教育を実施しています。</p> <p>生徒本人の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントを実施し、生徒の興味関心や強みに基づいた職場実習先を決定するなど、生徒の就労希望の実現を図っています。</p>	<p>小中学部において、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育の位置づけや、自立に向けた教育内容の整理が必要です。</p> <p>キャリア発達に基づいた教育課程の検討や、職業に係るコース制の設置により、就労に必要な知識や態度等、社会性の育成が求められています。</p> <p>企業や社会のニーズに基づき、生徒本人の適性と職種のマッチングや職場実習の一層の充実を図ることで、就労支援に結びつけることが必要です。</p> <p>障がいの重い生徒の福祉的就労を含めた社会参加についてのあり方の検討が必要です。</p>	<p>障がいの特性やキャリア発達に応じた教育内容や教育課程の検討を進めます。</p> <p>就労指導に際しては、生徒本人の適性と職種のマッチングを図るとともに、就労先決定について本人・保護者と合意形成を図ります。</p> <p>生徒が職種の特性を把握できるよう、多くの職場実習の体験を促進します。</p>

3(3)今後のセンター的機能のあり方	<p>各特別支援学校が、地域の小中学校等の要請に応じて、特別な教育的支援を要する児童生徒への支援に関する研修や適切な指導・助言、発達等にかかる相談等を実施しています。</p> <p>H24年度の相談件数は、県立特別支援学校あわせて3859件です。</p>	<p>相談件数の増加に伴い、特別支援学校における校内体制の工夫や情報発信等、効率的・効果的な支援方法やセンター的機能について検討する必要があります。</p> <p>小中学校や高等学校等に対するセンター的機能を充実させるために、発達障がいの児童生徒への授業にかかる指導・支援について理解を深め、自校の教育力の向上に努める必要があります。</p> <p>「こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校におけるセンター的機能の役割について検討が必要です。</p>	<p>特別支援学校のセンター的機能について、更なる充実が必要です。</p> <p>「こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校におけるセンター的機能の役割について検討を進めます。</p>
3(4)交流および共同学習	<p>障害者基本法及び特別支援学校学習指導要領に交流および共同学習の充実を図ることが示されました。</p> <p>インクルーシブ教育システムにおいては、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進が必要とされており、その一つの方法として交流および共同学習の推進が示されました。</p> <p>学校間交流や居住地校交流等の取組により、児童生徒が相互理解を進めることで、幼稚園・保育所時代からの友人関係の継続や、地域とのつながりが生まれています。</p> <p>H24年度、県立特別支援学校において、学校間交流244回、居住地校交流691回、計935回実施しました。</p>	<p>障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ場面において、活動しやすい環境を設定するために合理的配慮の充実を図るとともに、交流および共同学習に係る受入れの仕組みを作ることが求められています。</p> <p>交流の機会が増えることにより、教員の引率体制や実施回数の調整、交流への参加体制の検討が必要になってきています。</p>	<p>インクルーシブ教育システムに基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り共に学ぶことができる場面の一つとして交流および共同学習を推進し、合理的配慮を充実させる必要があります。</p>

3(5)医療的ケア	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、障がいが重度・重複化、多様化しています。</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒について、喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを実施することによって、継続的に学習できる体制をとっています。</p> <p>教員が看護師と連携・協力して医療的ケアを実施することで、医療的ケアのために付添う保護者の負担軽減を図っています。</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が安心・安定して学校生活が送れるよう、保護者、教員、看護師等と医師等関係機関が連携・協力し、医療的ケアを実施できる校内体制の充実を図る必要があります。</p> <p>医療的ケアに対応する担当教員のスキルアップに努める必要があります。</p>	医療的ケアを必要とする児童生徒が、安全で安心な教育が受けられるように、医療的ケアの充実を図ります。
3(6)盲学校および聾学校のあり方	<p>県内唯一の視覚障がい・聴覚障がいに対応した特別支援学校で、それぞれの障がいの状態や特性に対応した学科を設置して、専門的な教育を実施しています。</p> <p>視覚障がい・聴覚障がいにおける、就学前の教育相談等、センター的機能を発揮しています。</p>	<p>社会状況等の変化により、就労先と設置学科における教育内容がマッチしない状況があり、専門学科の学習内容の検討が必要です。</p> <p>県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、今後のセンター的機能を含めた就学前からの支援や通級による指導についての体制の検討が必要です。</p> <p>盲学校の高等部および高等部専攻科について、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討が必要です。</p>	県内唯一の視覚障がい、聴覚障がいの教育部門を有する特別支援学校として、専門性を発揮するため、センター的機能や通級での対応について検討を進めます。

#### 4 小中学校における特別支援教育の推進について

##### 4(1)通常学級における特別支援教育の推進

〈再掲〉文部科学省による、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(平成24年)」によれば、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小中学校の通常学級に、6.5%在籍するという結果が示されました。

教材や板書の配慮、教室内の座席配置の工夫などを行い、配慮をする児童生徒が学習に取り組みやすい環境づくりを図っています。

県総合教育センターより、H23.3に、冊子「何から始めるの？特別支援教育－通常学級で行う教科指導－」を作成し、指導事例を示しています。

障がいの特性に応じた指導や支援の方法、授業の工夫等、教職員に対して特別支援教育に対する理解や専門性の向上を図るなど、自校の教育力の向上に努める必要があります。

〈再掲〉小中学校の通常学級においても、個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用した効果的な学習活動や指導方法等を一層充実させる必要があります。

特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した教室配置や、バリアフリー化などの学習環境の整備が求められます。

視覚情報の活用や授業の組み立てなど授業のユニバーサル化等の授業改善を図ることで、学力の向上が求められます。

保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。

〈再掲〉学習障がい(LD)については、就学前の発見が難しいため、就学後できるだけ早期の発見に努める必要があります。

個別の指導計画にもとづいた効果的な学習活動や指導方法等の充実を図る必要があります。

保護者に対する十分な情報提供を行うとともに、本人・保護者の気持ちにより添った教育を進める必要があります。

4(2)通級指導教室	<p>通常の学級で特別な支援を必要とする児童生徒にとって、通級による障がいの状態に応じた指導を受けることにより、言語面の改善、ソーシャルスキルの習得などの効果が上がっています。</p> <p>通級による指導を受ける児童生徒数が増加しています。(H25年5月:624名 ←H19年5月:346人)</p> <p>県内では、言語、LD/ADHD、難聴の通級指導教室が、小学校33校(49学級、603人)、中学校4校(4学級、21人)に設置されています。(H25年5月)</p>	<p>通級担当教員には、アセスメントによる障がいの特性の把握や状況に応じた適切な指導など高度な専門性が求められることから、担当教員の養成が課題になっています。</p> <p>個別の指導計画や個別の教育支援計画の情報共有をはじめ、担当教員間や学校間、保護者との連携強化が必要です。</p> <p>通級のニーズが増加していることから、その対応が求められます。また、小学校に比べ中学校における通級による指導を受ける生徒の割合が低く、教育的ニーズに応じた指導形態の改善が求められます。</p> <p>他校通級の場合、移動による負担や移動時の学習の保障などの課題があります。</p> <p>〈再掲〉保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。</p>	<p>通級による指導は、インクルーシブ教育システムにおける連続性のある学びの場を充実させるために、キーポイントとなる指導形態と考えられます。</p> <p>通級による指導に対するニーズが高まるなか、計画的な設置や担当教員の専門性の育成についての検討を進めます。</p>
------------	--	---	--

4(3)特別支援学級における教育の充実	<p>特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加するとともに、在籍する児童生徒の障がいが重度・重複化、多様化しています。</p> <p>県内の公立小中学校に設置される特別支援学級は、503校(927学級)となっており、3251名の児童生徒が在籍しています。設置率は91%(小学校:353/389校、中学校:150/164校)となっています。(H25年5月)</p>	<p>特別支援学級担当教員は、多様な障がい特性に応じた指導や支援が求められることから、専門性の向上とともに計画的な教員配置が必要です。</p> <p>個別の指導計画に基づいた指導と適切な評価や、障がいの特性、地域の特徴を活かした適切な教育課程の工夫が必要です。</p> <p>特別支援学級と通常学級との交流および共同学習を計画的、効果的に進めることができます。</p> <p>〈再掲〉保護者に対する十分な情報提供によって障がい特性の正しい理解を促進するとともに、地域の協力により特別支援教育を効果的に推進できる学校運営を進める必要があります。</p>	<p>就学前の情報を小学校に引継げるシステムについて、関係部局と連携し、検討する必要があります。</p> <p>担当教員の専門性向上と計画的な教員配置について検討が必要です。</p> <p>適切で効果的な教育課程を工夫し教育を進める必要があります。</p>
4(4)連続性のある多様な学びの場	<p>特別支援学校、特別支援学級、通常学級における指導、通常学級に在籍して通級による指導を受けるなどの教育形態が整備されています。</p>	<p>多様な学びの場において十分に教育を受けられるための合理的配慮およびその基礎となる環境整備が必要です。</p>	<p>多様な学びの場を充実させるために基礎的環境整備を進め、合理的配慮を充実させるため、教員の指導力等にかかる専門性を向上させることが重要です。</p> <p>〈再掲〉通級による指導は、インクルーシブ教育システムにおける連続性のある学びの場を充実させるために、キーポイントとなる指導形態と考えられます。</p>

## 5 高等学校における特別支援教育の推進について

5(1)発達障がいのある生徒への対応	<p>発達障がいのある生徒が増加し、その対応が大きな課題になってきています。(H25年度県立高等学校における発達障がいの可能性のある生徒の在籍率1.44%)</p> <p>発達障がい支援については、外部専門家による相談や支援を実施しています。</p> <p>特別支援教育コーディネーターが全校で指名されており、校内委員会等で指導支援について情報共有を図っています。</p>	<p>発達障がいのある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、校内委員会の整備が求められています。</p> <p>特別な教育課程の編成については、学級編制基準がないため、特別支援学級の設置は現実的に困難です。</p> <p>発達障がいのある生徒に関する進路指導、特に障がい者雇用の対象とされない生徒への就労支援が課題になっています。</p> <p>校内における支援体制の整備や教員の意思統一、専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を意識的に進める必要があります。</p> <p>校内での支援体制や発達障がい等のある生徒の指導を進めるなかで、コーディネーター等教員の負担が課題となっています。</p> <p>施設のバリアフリー化等、整備を進める必要があります。</p>	<p>発達障がいのある生徒の相談・支援にかかる体制作りや、校内委員会の整備を進める必要があります。</p> <p>支援や指導を進めるにあたり、各教員が特別支援教育コーディネーター等、専門性や実践経験の豊富な教員等と連携をとるなど、具体的な指導方法を身につけていくことが必要です。</p> <p>社会生活を送るうえで必要なスキルを身につけられるよう、学習内容の一部でSST等の内容を位置づけることや、科目の設定など教育課程の工夫について検討を進めます。</p> <p>卒業後の社会生活に向けて、生徒自身の障がいへの気づきや、障がい受容について支援を進める必要があります。</p> <p>聴覚障がいや肢体不自由等の障がいのある生徒について、それぞれの障がいの特性に応じた教育や支援を進めるとともに、特別支援教育について高等学校が担うべき役割の整理が必要です。</p>
5(2)個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実	出身中学校からの個別の教育支援計画等の引継ぎやパーソナルカルテの引継ぎが十分でない状況があります。	<p>出身中学校からの支援情報の引継ぎによって、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用を図るとともに、作成率を向上させる必要があります。</p> <p>個別の指導計画等の作成にあたり、校内委員会や特別支援学校のセンター的機能による支援等の活用を図る必要があります。</p>	<p>中学校からの個別の指導計画等の引継ぎを確実に行えるシステムについて、検討が必要です。</p> <p>個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を進めるとともに、その活用方法について、特別支援教育コーディネーターや特別支援学校のセンター的機能による支援等により充実を図ります。</p>

## 6 教員の専門性向上

<p>総合教育センターにおける特別支援教育にかかる研修や、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)の開催によって、各地域や各学校における特別支援教育の推進者の養成を図っています。</p> <p>特別支援学校のセンター的機能による研修会の開催や、小中学校への教育相談等、支援を実施することで、地域の特別支援教育の推進と専門性の向上に取り組んでいます。</p>	<p>通常の学級に特別な教育支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、すべての教員が発達障がい支援を含む特別支援教育についての一定の知識・技能を有していることが求められます。</p> <p>特別支援学校においては、そのセンター的機能を十分に発揮するために、発達障がいを含む複数の障がい種に対応できる専門性が求められています。</p> <p>多様な学びの場における特別支援教育に係る専門性向上、授業力向上が求められています。あわせて、特別支援学校免許の取得率を向上させる必要があります。</p> <p>障がいに対応した指導・支援とともに、授業力の向上に努める必要があります。</p>	<p>専門性を有する教員を確保するために、研修等の方法についての検討や、経験豊富な退職教員等の人材の積極的な活用などを進める必要があります。</p> <p>特別支援学校等の現場での体験や研修により、知識を実践力として活用できる人材の育成を図ります。その際、ベテラン教員や経験豊富な退職教員を活用し、教育のノウハウを継承できる仕組みづくりを検討します。</p> <p>特別支援教育に係る教員の専門性向上に向け、県内の大学等との連携を一層強化し、教員養成段階の講座の拡充、現職教員に向けての研修の強化等を図ります。</p> <p>特別支援学校教諭免許状取得者の増加を図る必要があります。</p>
---	---	---

## 7 特別支援学校の整備

<p>県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)に基づき、特別支援学校の整備を進めています。</p> <p>くわな特別支援学校の校舎建築および杉の子特別支援学校石薬師分校の作業実習棟の建築を進めています。</p> <p>東紀州くろしお学園(本校)の統合整備を進めています。</p> <p>松阪地域特別支援学校(仮称)の整備を進めています。</p> <p>「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体整備に伴う特別支援学校の整備を進めています。</p> <p>寄宿舎のあり方について、協議会を開催し検討を進めています。</p>	<p>施設設備の老朽化や各校の個別の課題について計画的に取り組む必要があります。</p> <p>寄宿舎の統合等あり方について検討する必要があります。</p>	<p>東紀州くろしお学園(本校)、松阪地域特別支援学校(仮称)、「こども心身発達医療センター(仮称)」の一体整備に伴う特別支援学校について、整備スケジュールを示します。</p> <p>寄宿舎の統合整備について、方向性を示します。</p> <p>施設設備の老朽化や各校の個別の課題等、「県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)」以降の特別支援学校の整備について検討します。</p>
--	--	--